賠償責任保険普通保険約款

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。) について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲)

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第12条(事故の発生) (1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合(④に規定する場合を除きます。)において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第12条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に 損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、 護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその 他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第13条(損害賠償請求解決のための協力) (1) の規定に基づき当会社が被保険者に 代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の 求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死
	亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在
	を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウエアもし
	くはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他
	の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理
	的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みませ
	ん。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的
	または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させ
	ることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない
	事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少さ
	せることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービス
	の税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額
	をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金
	銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約また
	は共済契約をいいます。

第4条(責任の限度)

- (1) 当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- (2) 当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、 法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額 のみに対して保険金を支払います。

保険金の額 = 争訟費用の額 \times 支払限度額 法律上の損害賠償金の額

(3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の 初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に 始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による 損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
- ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気 (煙を含みます。) に起因する賠償責任

第9条(調査)

- (1)被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1) の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保 険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定め たものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅 滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった 場合は、当会社への通知は必要ありません。

- (2)(1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条(事故の発生)

(1)保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または 被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての 事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証 人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、 その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ② 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1) に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止すること ができたと認められる額
- ③ (1) ④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条(損害賠償請求解決のための協力)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2)被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険料の精算)

(1)保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
- (3)(1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条(保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面に よる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる ことを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行お うとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしている と認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法

人の経営に実質的に関与していると認められること。

- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの 事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金 の損害

第19条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (2) 第 10 条 (通知義務) (2) の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間(危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (3) 保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定

により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に 発生した事故による損害には適用しません。
- (6)(1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面を もって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認す る場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変 更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間(条件を変更する時以降の期間をい います。)に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (7)(6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第 15 条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、 保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間(失効した時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条(保険料の返還-取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条(保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者

等に対する割合によって定められたものであるときは、第 14 条 (保険料の精算) (3) の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条(先取特権-法律上の損害賠償金)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
- ②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
- ④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 25 条(保険金の請求)

- (1)被保険者の保険金請求権は、第2条(損害の範囲)①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
- ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時
- ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその 金額を証明する書類
- ⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
- ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4) に規定する義務に違反した場合または(3) もしくは(4) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(3) に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の 状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が 有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当 会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)

の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。 この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照 会 90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保 険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任 額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金 として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条(時効)

保険金請求権は、第 25 条 (保険金の請求) (2) に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。

第 29 条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を 12/30 限度として当会社に移転します。

- ① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引い た額
- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 31 条 (準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 (短期料率表)

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11 か月 まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100 %

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既
	に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料
	の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日か
	らその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期
	間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当
	日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日か
	ら保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までと
	します。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険
	証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のこと
	をいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1)保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた 回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。 ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この 保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2)次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項(以下「適用約款」といいます。)に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- (3)次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込む べき保険料について払込みを怠った場合
- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込む ことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5)(4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の 払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の 返還を請求することができます。

第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)

- (1)保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。)に預けておかなければなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関(当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
- ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3)保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日 に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払込 方法等)(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりま せん。
- (4)保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険 料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それ に対応する下表の右欄の規定を適用します。
 - 由が、提携金融機関に対して口座 振替請求が行われなかったことに よるとき。

ただし、口座振替請求が行われ なかった理由が保険契約者の責に 帰すべき事由による場合を除きま す。

① 初回保険料の払込みを怠った理 | 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属す る月の翌月の応当日をその初回保険料の保険 証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項 の規定を適用します。

② 初回保険料の払込みを怠ったこ とについて、保険契約者に故意ま たは重大な過失がなかったと当会 社が認めたとき。

第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料 の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券 記載の初回保険料の払込期日の属する月の 翌々月末」 に読み替えてこの特約条項の規定 を適用します。この場合において、当会社は保 険契約者に対して保険証券記載の初回保険料 の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記 載の払込期日に請求する保険料をあわせて請 求できるものとします。

第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(追 加保険料を含みます。)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。
- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
- ② 当会社が①の申出を承認する場合
- (2)(1)の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジ ットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(当会社の指定するクレ ジットカードに限ります。以下同様とします。)が有効であること等の確認を行ったこと をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第1条(保険料の払込方法等)(1)および同条(2)

- ② 第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
- ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき 保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものと みなして(2)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4)(3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(追加保険料を含みます。)については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条(クレジットカード払方式以外への変更)

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条(保険料の払込方法ークレジットカード払方式)(5)の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料(当会社が定める時以降に請求する保険料(当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。)を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2)次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険 証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載 の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。こ の場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載 の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて 請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この 規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき 保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- ① 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条(第 2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日 に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払(年払を除きます。以下同様とします。)の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。)までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(当会社が第4節第1条(1)②の通知を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条 (2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだと

きであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1) ⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。)があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第17条(保険契約者による保険契約の解除)に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条(保険契約解除の効力)

普通保険約款第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定	保険期間の初日
による解除の場合	
② 第1条(1)②の規定	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日
による解除の場合	または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の
による解除の場合	末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追
による解除の場合	加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日
による解除の場合	のいずれか早い日

⑥ 第1条(1)⑥の規定	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払
による解除の場合	込期日
⑦ 第2条(2)の規定に	普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)
よる解除の場合	により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3) に規定する方法により取り扱います。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合
- ② 普通保険約款第10条(通知義務)(1)に定める通知を受けた場合
- (2) 当会社は、(1) のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により 通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要がある ときは、(3) に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3)(1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が	保険契約の条件の変更前の低	呆険料と変更後の保険料の差額
一時払の場合	に基づき当会社が算出した	、未経過期間に対する保険料
	((1) ②の場合は、保険契約	約者または被保険者の通知に基
	づき、普通保険約款第 10 条	(通知義務)(1)に規定する
	事実が発生した時以降の期間	間に対して、算出した保険料を
	いいます。)を返還し、また	は追加保険料を請求します。
② 保険料払込方法が	下表に規定する保険料を保険	倹契約の条件の変更後の保険料
一時払以外の場合(保	((1)②の場合は、保険契約	約者または被保険者の通知に基
険料払込方法が一時	づき、普通保険約款第 10 条	(1) に規定する事実が発生し
払以外であっても、第	た時以降の期間に対して、第	算出した保険料をいいます。) に
2節第1条(保険料の	変更します。ただし、契約日	内容変更日の属する保険年度に
払込方法等)(1)に	おいては、当会社が認める場	場合は、①に規定する方法によ
規定するすべての回	り取り扱います。	
数の払込みが終了し	ア. 保険証券に初回保険料	当会社が通知を受けた日ま
た場合で、この規定に	の払込期日の記載があ	たは承認した日の属する月
より変更すべき保険	る場合	の翌月以降の保険料
料がないときまたは	イ. 保険証券に初回保険料	当会社が通知を受けた日ま

保険期間を延長し、も しくは短縮するとき は、①に規定する方法 により取り扱いま す。)

い場合

の払込期日の記載がな | たは承認した日以降の保険

(4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、 当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその 払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当会社が(1) ②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係 る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収す る前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する 必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生 じた事故をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただ し、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3) の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社 は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払に よる保険契約の解除) (1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場 合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求する ことができます。
- ② (2) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社 は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支 払います。
- (5)保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6)次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表 1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(2)
- ② 普通保険約款第10条(通知義務)(2)または(6)
- ③ 普通保険約款第18条(重大事由による解除)(1)または(2)
- ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
- ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7)普通保険約款第 17 条(保険契約者による保険契約の解除)により、保険契約者が保 険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求で きます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合(保険料が、売上高、 完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含

みます。) は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条(追加保険料の払込み等ー口座振替方式の場合の特則)

- (1)次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
 - ① 第2節第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)
- (4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと 当会社が認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期 日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
 - イ. 普通保険約款第 19 条 (保険契約解除の効力) および第 3 節第 3 条 (保険契約解除の効力)
 - ウ. 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
 - エ. 第4条 (保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)
- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場 22/30

合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等ークレジットカード払方式の場合の特則)

- (1)次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第2節第3条(保険料の払込方法-クレジットカード払方式)
- ② 第1条(3)
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
- ① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3)(2)①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
- ② クレジットカード会社経由の返還
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

- ② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき 保険料の全額が払い込まれていること。
- (2)(1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4) に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、 当会社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4) ただし書の規定が適用され、かつ、 事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会 社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被 保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力 しなければなりません。
- ① 普通保険約款第6条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款第 10 条 (通知義務) (1) または第1条 (2) に規定する通知が行われた日時
- ③ 事故の発生の日時

第5条(精算保険料に関する特則)

普通保険約款第14条(保険料の精算)(3)、第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(7)ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条(保険料の返還、追加または変更)(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条(適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
 - ① 第20条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)
 - ② 第21条(保険料の返還―無効または失効の場合)(2)
 - ③ 第23条(保険料の返還―解除の場合)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用 約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
		(1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約
		の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して
		「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期
1 5	一時払、一	間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日にお
1年	時払以外	ける保険料に基づき算出するものとします。)
		(2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みま
		す。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からそ
		の未払込保険料を差し引いた額
1 年未満	一時払、一	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1 午不何	時払以外	
		(1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約
		の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応す
		る保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された
		日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」
	一時払	を乗じて算出した額(保険期間中の料率改定の有無にかか
1年超		わらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出する
		ものとします。)
		(2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込
		保険料を差し引いた額
	一時払以	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	外	

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
		(1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく
		年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款
		別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引い
		た額(*1)
		(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会
		社の申出に応じて保険契約者が中途更新(保険契約が解
	一時払	除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約
		を締結することをいいます。以下同様とします。)を行
		う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に
		基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」
		をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)
1年		(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の
		額からその未払込保険料を差し引いた額
		(1)保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく
	一時払以外	年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもっ
		て算出した保険料を差し引いた額(*1)
		(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社
		の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保
		険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間
		適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算
		出した保険料を差し引いた額(*1)
		(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または(2) の
		額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
		(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく
		年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款
		別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引い
1 年未満		た額(*1)
1 / \	一時払以外	(2)(1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会
		社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、
		保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年
		間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって
		算出した保険料を差し引いた額(*1)

		(3)未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の
		額からその未払込保険料を差し引いた額
		(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき
		算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に
	一時払	対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付
		表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1)
1 年却		(2)未払込保険料がある場合は、(1)の額からその未
1年超 		払込保険料を差し引いた額
		保険期間が1年の場合における払込方法が一時払のとき
		の算出方法に準じて算出した額
	八字(1+)	保険期間が1年の場合における払込方法が一時払以外の
	分割払	ときの算出方法に準じて算出した額

^(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表 3 長期保険未経過料率

保険期間経過年月	2年	3年	5年
	7日まで95%	7日まで97%	7日まで98%
1 か月	15 日まで 93%	15 日まで 95%	15 日まで 97%
	16 目以上 88%	16 日以上 92%	16 目以上 95%
2 か月	83%	88%	93%
3 か月	78%	85%	91%
4 か月	73%	82%	89%
5 か月	68%	78%	87%
6 か月	65%	77%	86%
7 か月	63%	75%	85%
8 か月	60%	73%	84%
9 か月	58%	72%	83%
10 か月	55%	70%	82%
11 か月	53%	68%	81%
1年0か月	50%	67%	80%
2年0か月	0%	33%	60%
3年0か月		0%	40%
4年0か月			20%

5年0か月 0%	5年0か月			0%
------------	-------	--	--	----

- (注1)経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。
- (注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

保険料支払手段に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険 契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法により この保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限ります。

- (*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
- (*2) 追加保険料(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条(保険料領収の時点)

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険 契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を 行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払 い込まれたものとみなします。

第3条(保険料の返還)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約 款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

この特約条項は、保険証券の特約 条項欄に名称が記載されている場 合に限り、適用されます。

共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会 社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

- (工は、保険証券記載の主ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。 ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付 ② 保険料の収納および受領または返戻 ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金 請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその 設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する 裏書等
- (7) 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類 等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保 全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

サイバーリスク特別約款

用語の定義

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	次の者をいいます。
	ア.記名被保険者
	イ. 記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務
	に関する場合に限ります。
記名被保険者	保険証券の「記名被保険者」欄に記載の者をいいます。
ITユーザー	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。
行為	ア. コンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、他人の
	ためのコンピュータシステムの所有、使用または管理を除きます。
	イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラムまたはデー
	タの提供(記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータ
	システムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含
	みます。)。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の
	商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータ	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理
システム	機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設
	備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の
	周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデー
	タならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のための	記名被保険者が他人のために開発、販売または提供するコンピュータ
コンピュータ	システムをいいます。ただし、記名被保険者の広告もしくは宣伝また
システム	はその商品・サービスの販売もしくは利用促進のみを目的として他人
	に提供するアプリケーション、ウェブサイト等であって、そのすべて
	を無償で利用させるものを除きます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有され
	る次のいずれかの情報の漏えいをいいます。
	ア. 個人情報
	イ. 法人情報
	ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する

	は知を必えるよう 以下回接 しょうき
her I (+ to	情報を除きます。以下同様とします。)
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当
	するものをいいます。
	ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画
	もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、
	動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただ
	し、個人識別符号を除きます。)により特定の個人を識別すること
	ができるもの。なお、次のものを含みます。
	(ア) 氏名のみの情報
	(イ) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個
	人を識別することができる情報
	イ. 個人識別符号が含まれるもの
個人識別符号	次のものをいいます。
	ア. マイナンバー
	イ. 運転免許証番号
	ウ. 旅券番号
	工. 基礎年金番号
	才. 保険証番号
	カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法
	律に規定する個人識別符号
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表し
	ていない内部情報をいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしく
	はその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
	ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと(知られたと判断
	できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。)。
	イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。
	ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者
	(その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きま
	す。)に知られたこと。
 第三者	次のアから工までのいずれにも該当しない者をいいます。
	ア・保険契約者
	イ.被保険者
	ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた
	事業者
	エ、アまたはウの者の使用人
	· / 5/15/5/ / H / K/H/(

被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。
著作権	著作権法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をい
	います。
意匠権	意匠法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいい
	ます。
商標権	商標法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいい
	ます。
人格権	次のいずれかに該当するものをいいます。
	ア. 自由、プライバシー、名誉または信用
	イ. 氏名権(自己の氏名を他人に冒用されない、または正確に呼称さ
	れる権利もしくは利益をいいます。)
	ウ. 肖像権(自己の肖像を無断で他人に撮影され、使用され、または
	公表されない権利または利益をいいます。)
	エ. パブリシティ権(経済的利益または価値を有する自己の氏名、名
	称または肖像を無断で他人に使用されない権利または利益をいいま
	す。)
請求	被保険者に対する損害賠償請求をいいます。
回収等の措置	被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての
	回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。
セキュリティ	セキュリティ事故および風評被害事故をいいます。
事故等	
セキュリティ	次のものをいいます。ただし、ウは、緊急対応費用およびサイバー攻
事故	撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。
	ア. 第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)(1) に規定する
	事由
	イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム(他人
	のためのコンピュータシステムを除きます。) に対するサイバー攻
	撃
	ウ. イのおそれ
風評被害事故	セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込み
	により、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをい
	います(セキュリティ事故が発生しているかどうかを問いません。)。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操
	作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為
	または犯罪行為(正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担し

て行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。

- ア. コンピュータシステムへの不正アクセス
- イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を 意図的に引き起こす行為
- ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付また はインストール(他の者にソフトウェアをインストールさせる行為 を含みます。)
- エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録さ れたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

ュリティ事故しいます。

サイバーセキー次の費用のうち、その額および使途が社会通念上妥当であるものをい

対応費用

- ア. 緊急対応費用
- イ. サイバー攻撃対応費用
- ウ. 原因・被害範囲調査費用
- エ. 相談費用
- オ. コンピュータシステム復旧費用
- カ. その他事故対応費用
- キ. 再発防止費用
- ク. 訴訟対応費用

なお、サイバーセキュリティ事故対応費用には、次のものを含みませ λ_{\circ}

- ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損 害(クの費用を除きます。)
- ② この保険契約と同種の損害保険契約の保険料
- ③ 金利その他資金調達に関する費用
- ④ 記名被保険者の役員に対する報酬または給与
- (5) コンピュータシステムを構成する機器・設備について修理、回 収、代替、点検、交換または改善を行うための費用(オおよびキの 費用を除きます。また、被保険者が支出したかまたは法律上の損害 賠償金として負担したかどうかを問いません。)

緊急対応費用

セキュリティ事故の定義中のウに規定するサイバー攻撃のおそれの発 生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益 な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事 象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわら ず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要 した費用に限ります。

	ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。た
	だし、サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。
	イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する
	費用。ただし、サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。
	ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠
	保全にかかる費用
	エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用
	(ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、また
	はこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して
	定期的に支払う報酬を除きます。)
	(イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防
	止に関するコンサルティング費用を除きます。
サイバー攻撃	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サ
対応費用	イバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサ
	イバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが
	外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限ります。
	ア. コンピュータシステム遮断費用
	サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピ
	ュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用
	イ. サイバー攻撃の有無確認費用
	サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の
	有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該
	当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。
原因・被害範	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のた
囲調査費用	めに支出する費用をいいます。
相談費用	セキュリティ事故等に対応するために直接必要な次の費用をいいます。
	ただし、当会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。
	ア. 弁護士費用
	弁護士報酬をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて
	個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的
	とするものを含みます。ただし、次の費用を除きます。
	(ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者
	から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払
	う報酬
	(イ) 刑事事件(刑事訴訟法に基づく科刑等を決定するための手続
	きに関する事件をいいます。以下同様とします。)に関する委任

にかかる費用

(ウ)「その他事故対応費用」コに規定する費用

イ. コンサルティング費用

セキュリティ事故等発生時の対策または再発防止策に関するコン サルティング費用 (個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個 人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的と するものを含みます。)

ウ. 風評被害拡大防止費用

風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイの費用を 除きます。)

コンピュータ システム復旧 費用

次の費用をいいます。ただし、当会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。

ア. データ等復旧費用

セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、 記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフトウェア、プログ ラムまたはウェブサイトの復元、修復、再製作または再取得にかか る費用

イ. コンピュータシステム損傷時対応費用

セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷 (機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。) が発生した場合に要した次の費用

- (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび 端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器、ノート型 パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きま す。) ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線およ び配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用 もしくは試運転費用
- (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。) ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。) および撤去費用

その他事故対 応費用

次の費用をいいます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用の うち、その定義中のカ以外の費用に該当するものを除きます。また、 次のカ、クおよびケ(エ)については、当会社の書面による同意を得 て支出するものに限ります。

ア. 人件費

セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使 用人の超過勤務手当または臨時雇用費用

イ. 交通費・宿泊費

セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費

ウ. 通信費・コールセンター委託費用等

セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。

エ. 個人情報漏えい通知費用

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用

才, 社告費用

新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。

カ. 個人情報漏えい見舞費用

公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が 客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために 支出する次の費用

(ア) 見舞金

- (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。) の購入費用
- (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または 販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)

キ. 法人見舞費用

セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限

ります。

ク. クレジット情報モニタリング費用

セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用

ケ. 公的調査対応費用

セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用

(ア) 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。)

- (イ) 通信費
- (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費
- (エ) コンサルティング費用
- コ. 損害賠償請求費用

記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償 請求を行うための争訟費用

再発防止費用

同種のセキュリティ事故(第1条(1)③に規定する事由によるものを除きます。)による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用のうち、当会社の書面による同意を得て支出するものをいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、および再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、次の費用を除きます。

- ア. 原因・被害範囲調査費用、相談費用およびコンピュータシステム 復旧費用
- イ. セキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する 費用

訴訟対応費用

次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由 に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応する ために直接必要なものをいいます。

- ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費
- ウ. 増設コピー機のリース費用
- エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の

五田字黔弗田
再現実験費用
オ.意見書・鑑定書の作成費用
カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付
等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下
同様とします。)からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキ
ュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関に対する届出または報告等(文書によるものに限りま
す。)
イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準
じる媒体による発表または報道
ウ. 被害者または被害法人に対する詫び状の送付
エ. 公的機関からの通報
サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日
の翌日から起算して30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担
する(支払を約することを含みます。)より前に、被保険者から当会社
 または当会社が指定した会社に対して行う、その事象の発生について
の通知をいいます。
被保険者が最初にセキュリティ事故等を発見した時から、その翌日以
降1年が経過するまでの期間をいいます。
個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子(指紋、
網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。)に基づき、特定の個
人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治
療を目的として取得するものを除きます。

第1章 賠償責任担保条項

第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)

- (1)当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保 険金を支払う場合)の規定にかかわらず、次の事由について被保険者が法律上の損害賠償 責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ① I Tユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由(②および③を除きます。) ア. 他人の事業の休止または阻害

- イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損 (有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
- ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信(記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。)によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。ただし、②を除きます。
- (2) 当会社は、(1) の事由に起因する請求が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲)

前条(1)の損害について当会社が保険金を支払うのは、普通保険約款第2条(損害の範囲)の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第3条(回収等の措置の実施義務)

- (1)被保険者は、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因する請求を受けるおそれを知った場合は、損害の拡大または発生を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。
- (2)被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1) の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。ただし、被害者が被保険者以外の者に回収等の措置を依頼した場合において、その依頼費用が被害者の売上高の減少を防止または軽減するために必要かつ有益と認められるときは、その費用のうち、被保険者の業務の追完または再履行に相当する費用を超える部分を除きます。

第4条(請求原因の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)(1)の 事由に起因する請求がなされるおそれのある原因または事由(ただし、請求がなされるお それのあることが合理的に予想されるものに限ります。)の発生を保険期間中に知った場合 は、遅滞なく、その具体的状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1) の通知を行った場合は、その原因または事由により保険期間終了後に被保険者に対してなされた請求は、次条の規定が適用される場合を除き、保険期間の末日になされたものとみなします。

- (3)(2)の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効しまたは解除された場合には適用しません。
- (4)保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(1請求の定義)

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第2章 サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項

第6条(保険金を支払う場合―費用担保)

- (1) 当会社は、被保険者がサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1) の費用について、費用の種類ごとに、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

費用の種類	保険金を支払う場合
緊急対応費用および訴訟対	被保険者がセキュリティ事故等を保険期間中に発見し
応費用を除くサイバーセキュ	た場合
リティ事故対応費用	
緊急対応費用	被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見し、か
	つ、そのセキュリティ事故について事前通知がなされた
	場合
訴訟対応費用	請求が保険期間中になされた場合

- (3) 当会社が保険金を支払う(1)の費用(訴訟対応費用を除きます。)は、事故対応期間内に生じたものに限ります。
- (4)(2)の規定にかかわらず、緊急対応費用について事前通知がなされなかった場合は、 当会社は、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が保険期間中に発見した場合 に限り、その事象を最初に発見した日の翌日から起算して30日以内に生じた緊急対応費用 を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第7条(セキュリティ事故等の通知)

(1)保険契約者または被保険者は、被保険者がセキュリティ事故等を発見した場合は、すみやかにその詳細(緊急対応費用については、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す内容を含みます。)を当会社に書面で通知しなければなりません。

- (2)保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、訴訟対応費用については、第4条(請求原因の通知)の規定を適用します。

第8条(1事故の定義)

- (1) サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)について、同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の不正行為者もしくはそのグループによる一連のセキュリティ事故等は、発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数等にかかわらず、「1事故」とみなし、被保険者によって最初にセキュリティ事故等が発見された時にすべてが発見されたものとみなします。
- (2)(1)の規定にかかわらず、訴訟対応費用については、第5条(1請求の定義)の規定を適用します。

第9条(支払う保険金の額および支払限度額)

当会社は、第6条(保険金を支払う場合—費用担保)(1)の損害について、費用の種類ごとの損害の額(他人から回収することができる金銭等がある場合は、その金額を控除した額とします。)に、それぞれ下表の縮小支払割合を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)または下表の支払限度額のいずれか低い額をすべて合算した額が、保険証券の「サイバーセキュリティ事故対応費用(基本)」欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、同欄記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。

į	支払限度額	縮小支払割合			
緊急対応費用 保険証券の「緊急対応費用」欄記載の額・割合					
費用、原	保険証券の「サイバー攻撃対応費用、「	原因・被害範囲			
費用およ	調査費用、相談費用」欄記載の額・割る				
- ム復旧	保険証券の「コンピュータシステム復旧費用」欄記載				
	の額・割合				
、情報漏	保険証券の「個人情報漏えい見舞費	100%			
見舞費	用支払限度額」欄記載の額(被害者				
	1名につき適用します。)				
見舞費	保険証券の「法人見舞費用支払限度	100%			
	額」欄記載の額(被害法人1法人に				
	つき適用します。)				
	使用、原 使用、よ 一ム 情報 で 見舞 で 見舞 で 見舞	保険証券の「緊急対応費用」欄記載の名 費用、原 保険証券の「サイバー攻撃対応費用、」 費用およ 調査費用、相談費用」欄記載の額・割合 テム復旧 保険証券の「コンピュータシステム復日の額・割合 、情報漏 保険証券の「個人情報漏えい見舞費 用支払限度額」欄記載の額(被害者 1名につき適用します。) 、見舞費 保険証券の「法人見舞費用支払限度 額」欄記載の額(被害法人1法人に			

	個人情報漏	保険証券の「サイバーセキュリティ	100%
	えい見舞費	事故対応費用(基本)」欄記載の額	
	用および法		
	人見舞費用		
	以外の費用		
再発防止費用		保険証券の「再発防止費用」欄記載の	領・割合
訴訟対応費用		保険証券の「訴訟対応費用」欄記載の	領・割合

第3章 共通条項

第10条(保険金を支払わない場合―その1)

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、②および③ならびに普通保険約款第7条①および第8条③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
- ① 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険 契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断で きる合理的な理由がある場合を含みます。) は、その事由
- ② 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、 過失犯を除きます。
- ③ 次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた (認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) 行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が 他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断 できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為
- ④ 他人の身体の障害
- ⑤ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する 紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまた はそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ⑥ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ⑦ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂 生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑧ 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の 不具合

- ⑨ 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ⑩ 被保険者の支払不能または破産
- 取 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
 - ア. 第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)(1)③に規定する事由
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ② 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (3) 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、 インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ④ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ⑤ 被保険者の資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)に規定する暗号 資産交換業の遂行に関連する事由
- (2) 当会社は、被保険者の業務の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害(これに伴って生じる費用を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するものに対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条(保険金を支払わない場合―その2)

(1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条(保険金を支払う場合 賠償責任担保)(1)①の事由に起因する損害のうち、通常必要とされるシステムテストを 実施していないソフトウェアまたはプログラムのかしに起因する損害に対しては、保険金 を支払いません。

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条(1)②の事由に起因する損害のうち、被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条(1)③の事由に起因する損害のうち、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ② 記名被保険者による採用、雇用または解雇
- ③ 記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- (4) 当会社は、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、第1条(1)③の事由に起因する損害のうち、著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料に対しては、保険金を支払いません。

第12条(保険金を支払わない場合―その3)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)(1)②の事由に起因する損害については、この規定は適用しません。
- (2) 当会社は、記名被保険者が資金決済法に規定する前払式支払手段を発行する者または 資金移動業を営む者である場合は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が 次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号、 記号その他の符号の不正な操作または移動に起因する賠償責任
- ② 不正な為替取引または資金移動に起因する賠償責任

第13条 (責任の限度)

当会社が保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通保険約款第4条(責任の限度)(2) および(3)の規定にかかわらず、第1条(保険金を支払う場合―賠償責任担保)(1)の規定に基づいて支払う普通保険約款第2条(損害の範囲)①、②および⑤の法律上の損害賠償金および費用、サイバーセキュリティ事故対応費用ならびにこの保険契約に付帯される特約条項に基づいて支払う保険金の額を合算して、保険証券総支払限度額(保険証券の「賠償責任」欄の「支払限度額(保険期間中)」欄記載の額と同額とします。)を限度とします。なお、普通保険約款第2条②および⑤の費用については、免責金額は適用しません。

第14条 (読替規定)

(1) この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)については、この規定を適用しません。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条(責任の限度)(1)	1回の事故について	1請求について
第5条(保険責任の始期および終	発生した事故	なされた請求
期)(3)、第10条(通知義務)(4)		
および(7)ならびに第18条(重大		
事由による解除)(3)		
第6条(告知義務)(1)、(2)およ	被保険者	記名被保険者
び(3)③、第10条(1)および(2)		
ならびに第14条(保険料の精算)(2)		
第6条(3)③	事故による損害の発生	請求がなされる前
	前	
第6条(4)、第10条(4)および	事故による損害の発生	請求がなされた後
(7) ならびに第18条(3)	後	

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)については、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条(3)、第10条(4)および	発生した事故	発見されたセキュリティ
(7) ならびに第18条(3)		事故等
第6条(3)③	事故による損害の発生	セキュリティ事故等が
	前	発見される前
第6条(4)、第10条(4)および	事故による損害の発生	セキュリティ事故等が
(7) ならびに第18条(3)	後	発見された後

(3) この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項(以下「変更特約」といいます。)を下表のとおり読み替えます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)については、この規定を適用しません。

変更特約の規定	読替前	読替後
第2節第1条(保険料の払込方法	初回保険料払込前の事	初回保険料払込前にな
等)(2)	故	された請求
第2節第1条(2)、第2節第5条	生じた事故	なされた請求
(第2回目以降の保険料不払の場		
合の免責等)(1)および第4節第1		

条(保険料の返還、追加または変更)		
(4)		
第2節第1条(3)②および(4)	事故の発生の日	請求がなされた日
①ならびに第4節第4条(保険料を		
変更する必要がある場合の事故発生		
時等の取扱い) (1) ①、②および		
(2)		
第2節第1条(4)ならびに第4節	事故による損害	請求による損害
第4条(1)および(2)		
第3節第1条(保険料不払による保	発生した事故	なされた請求
険契約の解除)(2)および第4節第		
4条(3)		
第4節第4条(5)	事故が発生した	請求がなされた
第4節第4条(5)③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

(4) サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)については、変更特約を下表のとおり読み替えます。

変更特約の規定	読替前	読替後
第2節第1条(2)、第2節第5条	生じた事故	発見されたセキュリティ
(1) および第4節第1条(4)		事故等
第2節第1条(3)②および(4)	事故の発生の日	セキュリティ事故等が
①ならびに第4節第4条(1)①、		発見された日
②および (2)		
第3節第1条(2)および第4節第	発生した事故	発見されたセキュリティ
4条(3)		事故等
第4節第4条(5)	事故が発生した	セキュリティ事故等が
		発見された
第4節第4条(5)③	事故の発生の日時	セキュリティ事故等が
		発見された日時

第15条(普通保険約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

証券番号					

<u>通知等変更特約条項</u>

(賠償責任保険普通保険約款用)

第1条 (通知義務)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第10条(通知義務)の規定を次のとおり読み替えます。

「第10条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。
- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)は、 当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約 者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1 か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から 5 年を経過した場合には適用しません。
- (4)保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第2条 (保険金の支払時期)

当会社は、普通保険約款第 26 条 (保険金の支払時期) の規定を次のとおり読み替えます。 「第 26 条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(3) に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。) からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める 解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、 当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認することが必要な事項
- (2)(1)の確認を行うため次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の 照会 90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- ⑤ 損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実の検証・分析を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合、これらの事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または同一の事故により多数の者の身体の障害または多数の財物の損壊が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180 日
- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきそ

の期間を延長することができます。

(4)(1)から(3)までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第3条 (読替規定)

(1) この保険契約において、保険料に関する規定の変更特約条項の規定は、下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規	読替前	読替後
定		
第3節第1条(保険料不払による保険契約	通知	承認の請求
の解除)(1)④ならびに第4節第1条(保		
険料の返還、追加または変更)(1)、(3)		
および (4) 柱書		
第4節第1条(4)	危険増加	事実
第4節第1条(6)②	普通保険約款第 10	普通保険約款第 10
	条(通知義務)(2)	条(通知義務)(2)
	または(6)	

(2)(1)のほか、この保険契約に付帯される特別約款または特約条項において、普通保険約款第10条(通知義務)または普通保険約款第26条(保険金の支払時期)にかかわる規定がある場合は、それらの規定は、この特約条項の趣旨に従い読み替えるものとします。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

証券番号					

制裁等に関する特約条項

この保険契約において保険金を支払うべき損害、損失、傷害または費用(以下「損害等」といいます。)が発生した場合において、保険金の支払を行うことにより当会社が次の制裁、禁止、規制または制限(以下「制裁等」といいます。)を受けるおそれがある場合は、その損害等に対しては、いかなる場合においても、当会社は、保険金を支払いません。

- ① 国際連合の決議に基づく制裁等
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
- ③ ①または②以外の制裁等

戦争等危険不担保特約条項

(サイバーリスク特別約款用)

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
戦争等	次のいずれかに該当するものをいいます。
	ア. 戦争 (宣戦の有無を問いません。)、外国の武力行使、革命、政権
	奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
	イ.アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー
	攻撃
	ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家
	関与型サイバー攻撃
	(ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
	(イ) 安全保障または防衛
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区に
	おいて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態
	をいいます。
国家関与型サ	国家によってまたは国家の指示もしくは管理のもとで実施されるサイ
イバー攻撃	バー攻撃をいいます。
被害国家	国家関与型サイバー攻撃によって被害を受ける国家をいいます。
重要インフラ	国民生活および経済活動の継続に不可欠なサービスをいい、サイバー
サービス	セキュリティ基本法に規定する重要社会基盤事業者が提供するサービ
	スを含みます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、戦争等に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。

第3条(国家関与型サイバー攻撃の発生の判断)

当会社は、客観的かつ合理的な証拠に基づき国家関与型サイバー攻撃の発生を判断するものとし、その証拠には、次のものを含みます。

① 次のいずれかの者の声明、発表、見解等

ア. 被害国家または他の国家

- イ. 国際連合、北大西洋条約機構等の広く認知されている国際機関
- ウ. 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター、Forum of Incident Response and Security Teams (FIRST) 等のインシデント対応機関
- ② サイバーセキュリティ業等の専門団体・組織によって出された、同業界における共通または主要な声明、発表、見解等

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款およびサイバーリスク特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

金融機関特定危険不担保特約条項

(サイバーリスク特別約款用)

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
金融機関	金融業を営む者をいいます。
金融業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機
	関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業(ただし、
	保険代理業を除きます。)等をいいます。
自動預金払出	記名被保険者の顧客が利用可能なすべての現金自動預払機(ATM)、現金
機	自動預金機(AD)および現金自動支払機(CD)をいいます。
データ通信シ	金融機関相互間の自動化されたデータ通信システムおよび記名被保険
ステム	者の顧客が直接操作できる記名被保険者と顧客間のデータ通信システ
	ムをいいます。
データ等	データまたはプログラムをいい、不特定または多数の需要者に対して販
	売することを目的として開発または販売されたプログラムを含みませ
	ん。
ダイレクトバ	電話機、パーソナルコンピュータまたは携帯型情報端末等の情報機器を
ンキング	使用し、インターネット等を経由して、預金者が行う金融機関宛の振込、
	振替その他各種取引に係る依頼に基づいて金融機関が提供するサービス
	をいいます。
I Dナンバー	預金者がダイレクトバンキングを利用するにあたり、預金者本人である
等	ことを金融機関が確認するために用いる口座番号、契約者番号、各種暗
	証番号、確認番号、合言葉その他の手段をいいます。
盗用	盗取、紛失その他の事由により不正に預金者以外の者に知られ、かつ、
	預金者以外の者に不正使用されることをいいます。
振込·振替等	口座からの振込、振替等による資金移動をいい、当座貸越を利用するも
	のを含みます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、記名被保険者が金融機関である場合は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、①の規定は、サイバーリスク特別約款(以下「特別約款」といいます。)に規定する「公的調査対応費用」に

ついて、⑩および⑪の規定は、特別約款に規定する緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、 原因・被害範調査費用および相談費用について、それぞれ適用しません。

- ① 法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の 行使
- ② 賃貸借契約等の契約の失効もしくは解除または各種の免許の失効もしくは中断
- ③ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ④ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑤ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動その他これらに類する事由
- ⑥ 有価証券その他の証書類の偽造または変造
- ⑦ 資金の貸付、手形の割引、債務の保証、為替取引その他これらに類する行為
- ⑧ 有価証券等(金融派生商品を含みます。以下同様とします。)の取引における誤発注等の 事務的過誤または取引の停止もしくは遅延
- ⑨ 有価証券等の損壊、紛失、盗取、詐取または消失
- ⑩ 次の事由を原因として行われた資金もしくは財産の移転または与信に関する不正なデータ等の作成
 - ア. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム、自動預金払出機またはデータ通信システム(以下「金融システム」といいます。)上におけるデータ等が不正であったこと。
 - イ. 金融システムへのデータ等の不正入力、データ等の不正な改ざんまたはデータ等の破壊
- ① 記名被保険者が提供するダイレクトバンキングにおいて、IDナンバー等の盗用によってなされる振込・振替等

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号					

保険料不精算特約条項

(賠償責任保険普通保険約款用)

第1条 (保険料算出の基礎)

(1) 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(用語の定義)の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保
	険者が販売または提供した商品またはサービスの税込対価の総額をいい
	ます。
完成工事高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保
	険者が完成させた工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、被保
	険者が労働の対価として被用者に支払った税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等において、施設
	に入場した利用者の総数をいいます。

(2) 当会社は、この保険契約の保険料が(1) に規定するもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、(1) に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)等におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第2条(保険料精算の不適用)

当会社は、普通保険約款第 14 条 (保険料の精算) (1) および (3)、第 23 条 (保険料の返還-解除の場合) ならびにこの保険契約に付帯される特別約款または特約条項の保険料の精算の規定を適用しません。

第3条 (保険金計算の特則)

当会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した売上高、 完成工事高、賃金もしくは入場者または第1条(保険料算出の基礎)(2)に規定する金額 もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量 に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減し て支払います。

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約条項が付帯される特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

コンピュータシステム中断担保特約条項

(サイバーリスク特別約款用)

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
経常費	事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用を
	いい、そのうち、別表1に規定する費用を「付保経常費」といいます。
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失の
	うち、付保経常費および事故がなかったならば計上することができた
	営業利益の額をいいます。
営業利益	次の算式によって算出した額をいいます。
	営業利益=営業収益ー営業費用
営業収益	「売上高」または「生産高」のいずれかの基準によって定められる営
	業上の収益をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用を
	いいます。
収益減少防止	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために事故発
費用	生の後、支払期間終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要
	する費用を超える額をいいます。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうち支払期間または復旧期間に応当する期間の
	営業収益をいいます。
支払期間	保険金支払の対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、
	その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に
	終わります。ただし、いかなる場合も別表1に規定する利益約定支払
	期間を超えないものとします。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であって、コンピュータシステムに事故
	が発生した時に始まり、そのコンピュータシステムの機能が復旧され
	た時に終わります。ただし、コンピュータシステムの機能を、事故直
	前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないも
	のとし、かつ、いかなる場合も別表1に規定する営業継続費用約定復
	旧期間を超えないものとします。
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期
	間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分

	(以下「追加費用」といいます。)をいい、同期間内に支出を免れた費
	用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次の費用は
	追加費用に含まないものとします。
	ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費
	用
	イ. 事故が発生したコンピュータシステムを事故発生直前の状態に復
	旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期
	間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち
	通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用
	の額を限度として、追加費用に含めるものとします。
	ウ. 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価額
	エ. 収益減少防止費用として支払われる金額
収益減少額	次の算式によって算出した額をいいます。
	収益減少額=標準営業収益-支払期間中の営業収益
付保項目の合	経常費に属する費目または科目および営業利益のうち、別表1に規定
計金額	する項目の合計金額をいいます。
利益率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合を
	いいます。
	付保項目の合計金額
	利益率 = 一一一一一一一一一一一一一一一一一
	ただし、直近の会計年度(1年間)中に営業損失(営業費用から営業
	収益を差し引いた額をいいます。)が生じた場合は、次の算式により得
	られた割合をいいます。
	 付保経常費
	営業収益
付保率	直近の会計年度(1年間)において、次の算式により得られた割合を
	いいます。
	付保項目の合計金額
	付保率 = 一一 営業利益+経常費
	白木門皿「肚巾貝
	 ただし、直近の会計年度(1年間)中に営業損失(営業費用から営業
	収益を差し引いた額)が生じた場合は、次の算式により得られた割合
	校価を足し引いた顔/ ハー生した物目は、氏の昇れにより行り40た割目 をいいます。
	C * * 0 7 0

	付保率 =	付保経常費	_	営業損失	×	付保経常費 経常費		
			_					
年間営業収益	事故発生直前12か月の営業収益をいいます。							

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は不測かつ突発的な次のいずれかの事由に起因して、記名被保険者が所有または管理するコンピュータシステムの機能が停止すること(以下「事故」といいます。)によって記名被保険者に生じた損失または費用(以下「損害等」といいます。)に対して、この特約条項により、保険金を支払います。
- ① 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃
- ② 記名被保険者の役員または使用人による、記名被保険者が管理するコンピュータシステムの操作・保守上の過誤
- ③ 記名被保険者の役員または使用人による、記名被保険者が管理するコンピュータシステム上におけるデータの入出力・処理上の過誤
- (2) 当会社が保険金を支払う(1)の損害等は、次のいずれかに該当するものに限ります。
- ① コンピュータシステムを用いて記名被保険者が日本国内において行う別表1に規定する営業(以下「営業」といいます。)が休止または阻害されたために生じた損失(喪失利益および収益減少防止費用をいいます。)
- ② 日本国内において生じた営業継続費用
- (3) 当会社は、(1) の事故が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。) 中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ④ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑤ 記名被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること。

- (2) 当会社は、次の事由に起因する損害等(これらの事由によって発生した事故が拡大して生じた損害等、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害等を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ④ 国または公共団体による法令等の規制
- ⑤ コンピュータシステムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのコンピュータシステムの能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または記名被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑥ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許の失効も しくは停止
- ⑦ 労働争議
- ⑧ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃によるものを除きます。
- ⑨ コンピュータシステムの操作者または監督者等の不在
- ⑩ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ① 衛星通信の機能の停止
- ② 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、 インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ③ 記名被保険者が使用するクラウドサービスの停止または障害。ただし、記名被保険者 または記名被保険者がコンピュータシステムの管理を委託した者(そのクラウドサービ スの提供者を除きます。)のみが管理するコンピュータシステムの停止または障害に起因 するものを除きます。
- (3) 当会社は、記名被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合には、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。
- ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの かしによって生じた事故
- ② ソフトウェアまたはプログラムのかしによって試用期間内または引渡し(試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。)後1か月以内に生じた事故
- (4) 当会社は、次の事由に起因する損害等(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害等を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- ① テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体

もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為(示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。) または破壊行為(データ等を破壊する行為を含みます。)をいいます。以下同様とします。)

- ② テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為
- (5) この特約条項においては、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)ならびにサイバーリスク特別約款(以下「特別約款」といいます。)第10条(保険金を支払わない場合—その1)から第12条(保険金を支払わない場合—その3)までの規定は、適用しません。

第4条(保険金の支払額)

- (1)当会社が第2条(保険金を支払う場合)(2)①の保険金として支払うべき損失の額は、次の喪失利益の額および収益減少防止費用の額の合計額とします。
- ① 喪失利益の額については、次の算式によって算出した額とします。 喪失利益の額=収益減少額×利益率-支払期間中に支出を免れた付保経常費の額
- ② 収益減少防止費用の額については、次の算式によって算出した額とします。 収益減少防止費用の額=収益減少防止費用×付保率 ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。 収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益×利益率
- (2) 当会社が第2条(2) ①の保険金として支払うべき額は、1回の事故につき、別表1 に規定する利益保険金額または利益支払限度額のいずれか低い額を限度として、(1)の規 定による損失の額から別表1に規定する利益免責金額を差し引いた金額とします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、別表1に規定する利益保険金額が年間営業収益に利益率を乗じた額(付保割合が約定されている場合には、年間営業収益に利益率を乗じた額に約定された付保割合を乗じた額とします。また、この場合には次の算式においては「年間営業収益×利益率」とあるのを、「年間営業収益×利益率×付保割合」と読み替えます。)より低い場合は、当会社は、別表1に規定する利益保険金額または利益支払限度額のいずれか低い額を限度とし、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

- (4) 当会社が第2条(2) ①の保険金として支払うべき額は、保険期間を通算して、別表 1に規定する利益保険金額または利益支払限度額のいずれか低い額をもって限度とします。
- (5) 当会社が第2条(2)②の保険金として支払うべき額は、営業継続費用の額とします。
- (6) 当会社が第2条(2)②の保険金として支払うべき額は、1回の事故につき、別表1

に規定する営業継続費用保険金額に復旧期間に対応する割合を乗じて得た額を限度として、

- (5) の規定による費用の額から別表1に規定する営業継続費用免責金額を差し引いた金額とします。
- (7) 当会社が第2条(2) ②の保険金として支払うべき額は、保険期間を通算して、別表 1に規定する営業継続費用保険金額をもって限度とします。
- (8) 同一の原因による、2以上のコンピュータシステムの機能の全部もしくは一部の停止 または同じコンピュータシステムでその機能の全部もしくは一部の2回以上の停止は、これらの停止を一括して「1事故」とみなし、最初にコンピュータシステムの機能が停止した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第5条 (営業収益・利益率の調整)

- (1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、第1条(用語の定義)の規定による標準営業収益、年間営業収益または利益率が、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況(以下この条において「未実現営業状況」といいます。)を適切に表していないときは、記名被保険者は、前条の規定による保険金の算出にあたり、標準営業収益、年間営業収益または利益率につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。
- (2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、当会社は、第1条の規定による標準営業収益、年間営業収益または利益率によって算出した損失の額が未実現営業状況に基づく損失の額を超えることを証明して、未実現営業状況に基づいて公正な調整を行った標準営業収益、年間営業収益または利益率により保険金を支払うことができます。

第6条(免責時間)

この特約条項において、当会社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)に定める事故が連続して別表1に規定する免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(第2条(保険金を支払う場合)(1)の事故による損害等を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。)がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が、保険金の種類ごとに別表2に規定する額を超えるときは、当会社は、次に規定する額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

別表2に規定する額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額 を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条(保険契約に関する調査)

- (1) 普通保険約款第9条 (調査) に規定するほか、当会社は、いつでも保険契約に関して 必要な調査をすることができます。
- (2) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、正当な理由がなく(1)の 調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険 契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第9条(特約条項の失効)

保険契約締結の後、記名被保険者が営業を廃止した場合は、その事実が発生した時にこの 特約条項は効力を失います。

第10条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または記名被保険者は、事故が発生したことを知った場合または事故の発生を不可避とする事由が発生したことを知った場合は、損害等の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者または記名被保険者が、損害等の発生および拡大の 防止のために支出した費用については、当会社は、第1条(用語の定義)に規定する収益 減少防止費用および営業継続費用を除き、これを負担しません。
- (3) 保険契約者または記名被保険者が正当な理由がなく(1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害等の額とみなします。

事故による損害等損害等の発生および拡大を防止す世界の世界の大学の有担害等の額の額ることができたと認められる額

第11条 (保険金の請求)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害等について当会社に対する保険金請求権は、同条(2)①の損失においては支払期間が終了した時、同条(2)②の費用においては、同条の事故による営業継続費用が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第12条 (時効)

この特約条項に関する保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して3年を経過し

た場合は、時効によって消滅します。

第13条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約 款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表1

項目							
対象とする営業	記名被保険者が行うすべての営業						
付保経常費の範囲	全経常費						
付保項目 (利益)	営業利益および全経常費						
利益約定支払期間	保険証券の「利益」欄記載の期間						
利益保険金額	保険証券の「利益」欄記載の金額						
利益支払限度額	保険証券の「利益」欄記載の金額						
利益免責金額	保険証券の「利益」欄記載の金額						
利益免責時間	保険証券の「利益」欄記載の時間						
営業継続費用約定復旧期	保険証券の「営業継続費用」欄記載の期間						
間							
営業継続費用保険金額	保険証券の「営業継続費用」欄記載の金額						
営業継続費用免責金額	保険証券の「営業継続費用」欄記載の金額						
営業継続費用免責時間	保険証券の「営業継続費用」欄記載の時間						
復旧期間に対する割合	復旧期間にかかわらず100%						

別表2

保険金の種類	
第2条(保険金を支払う場	損失の額から、別表1に規定する利益免責金額を差し引いた
合)(2)①の保険金	額(注)
第2条(2)②の保険金	費用の額から、別表1に規定する営業継続費用免責金額を差
	し引いた額 (注)

(注)他の保険契約等に別表1に規定する利益免責金額または営業継続費用免責金額よりも低い免責金額が適用される場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を適用するものとします。

求償権不行使特約条項

(サイバーリスク特別約款用)

当会社は、賠償責任保険普通保険約款第29条(代位)の規定により当会社に移転した権利のうち、保険証券のこの特約条項の欄に求償権不行使先として記載された者に対する権利についてはこれを行使しません。ただし、当会社が保険金を支払うべき損害がその者の故意によって生じた場合を除きます。

証券番号					
HII.) II.					

特定費用不担保特約条項

(サイバーリスク特別約款用)

この保険契約において、当会社は、被保険者が次の費用を負担することによって生じた 損害に対しては、保険金を支払いません。

事業連プラン

【タイプⅡ】

個人情報漏えい通知費用、個人情報漏えい見舞費用、クレジット情報モニタリング費用

【タイプⅢ】

緊急対応費用、サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用(コンピュータシステム損傷時対応費用のみ)